

浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領

平成 27 年 11 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、浦安市が発注する公共工事に要する経費について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 22 年省令第 29 号）附則第 3 条の規定に基づき、浦安市契約事務規則（平成 8 年規則第 24 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる公共工事)

第 2 条 前金払の対象となる公共工事は、本市が発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 286 号）第 1 条で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）であって、1 件当たりの契約金額が 200 万円を超えるものとする。

2 市長は、前項に規定する公共工事を発注しようとするときは、あらかじめ、入札参加者等に対し、規則第 5 条又は第 18 条第 2 項に規定する方法その他の方法により、これを明示するものとする。

(前金払をする額)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる公共工事の経費について、契約金額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の範囲内で前金払をすることができる。

(1) 土木建築に関する工事（次号に規定するものを除く。）において、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、保証料に相当する額として必要な経費

10 分の 4（低入札価格調査の対象となった場合は 10 分の 3）

(2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造において必要な経費 10 分の 3

(3) 測量において必要な経費 10 分の 3

2 前金払に 10 万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(前金払の請求)

第 4 条 前金払を受けようとする者は、請負契約締結後、速やかに前金払請求書（別記第 1 号様式）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する前払金の保証事業会社と前払金の保証について保証契約を締結した保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、14日以内に前払金を支払うものとする。
- 3 第14条第1項の規定による前払金に係る請求は、各会計年度において前払金を受けることができる日から速やかに行わなければならない。

(前払金の追加請求等)

第5条 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第3条の規定により計算した前払金の額から既に支払を受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。

- 2 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金が次の式により算出した額を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。

当該減額後の契約金額×(第3条各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に掲げる割合+1/10)

(中間前払金の対象となる公共工事)

第6条 中間前払金の対象となる公共工事は、第3条第1号に規定する土木建築に関する工事の経費について第4条第2項の規定により前払金の支払を受けた公共工事であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 規則第41条の規定による部分払により経費の支払を受けていないこと。
- 2 第2条第2項の規定は、前項に掲げる要件に該当する公共工事について準用する。

(中間前払金をする額)

第7条 市長は、前条第1項に規定する中間前払金の対象となる公共工事については、第3条第1号に規定する工事の経費について契約金額の2割に相当する額の範囲内で中間前払金をすることができる。ただし、前払金及び中間前払金をする前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。

- 2 中間前払金に10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(中間前払金の認定請求)

第8条 中間前払金を受けようとする者は、中間前払金認定請求書(別記第2号様式)及び工事履行報告書(別記第3号様式)を市長に提出し、認定請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による認定請求があったときは、速やかにその適否を工事主管部署が決

定し、その結果を中間前金払認定通知書（別記第4号様式）又は中間前金払不認定通知書（別記第5号様式）により請求者に通知するものとする。

（中間前金払の請求）

第9条 前条第2項の規定により中間前金払認定の通知を受けた者は、中間前金払請求書（別記第6号様式）に法第2条第4項に規定する前払金の保証事業会社と中間前払金の保証について保証契約を締結した保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、14日以内に中間前払金を支払うものとする。

（中間前払金の追加請求等）

第10条 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第7条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。

2 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金及び中間前払金の合計額が次の式により算出した額を超えるときは、その超える額を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。
当該減額後の契約金額×（第3条第1号に掲げる割合+3/10）

（中間前払金の支払による制限）

第11条 第9条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、規則第41条の規定による部分払により経費の支払を請求することができない。ただし、2年度以上にわたる契約の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

（前払金等の使途制限）

第12条 前払金（中間前払金を除く）の支払を受けた者は、これを第3条第1項各号に掲げる公共工事の経費以外の経費の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

2 中間前払金の支払いを受けた者は、第3条第1号に掲げる公共工事の経費のうち、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（前払金及び中間前払金の返還）

第13条 市長は、前払金又は中間前払金を支払った公共工事に関し、その支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還

させることができる。

- (1) 前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 本市との第2条第1項に規定する前金払の対象となる公共工事の請負契約又は委託契約が解除されたとき。
- (3) 法第2条第5項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前払金又は中間前払金の支払を受けた者に対して、前項の規定、第5条第2項又は第10条第2項によりその返還を請求した場合において、返還期限までにこれを返還しないときは、返還期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還した日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(2年度以上にわたる契約)

第14条 継続費及び債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各会計年度の歳出予算に相当する出来高予定額に対してすることができる。

2 繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

3 2年度以上にわたる契約（繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる契約を除く。）における中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の歳出予算に相当する出来高予定額に対して行うこととし、必要となる要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。

- (1) 当該会計年度の前金払を受けていること。
- (2) 当該会計年度の工期の2分の1を経過していること。
- (3) 当該会計年度の工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 当該会計年度の部分払の請求をしていないこと。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年11月1日から施行する。

(浦安市公共工事に要する経費の前金払いに関する要領の廃止)

2 浦安市公共工事に要する経費の前金払いに関する要領（平成3年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領は、平成27年11月1日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別記 第1号様式 (第4条第1項)

<h3>前金払請求書</h3>	
年 月 日	
浦安市長	様
(受注者)	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者	
印	
次のとおり前金払を請求します。	
件 名	
契約締結日	年 月 日
契約金額	円
請求金額	円
残 額	円
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
前払金保証証書 契 約 番 号	
備 考	

振 込 先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
		普通・当座	
	(フリガナ)		
	口座名義		

(注) 前払金保証証書を添付してください。

別記 第2号様式 (第8条第1項)

<h3>中間前金払認定請求書</h3>	
年 月 日	
浦安市長	様
(受注者)	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者	
印	
<p>下記の契約について、中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p>	
件 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	年 月 日
契 約 金 額	円
前 払 金 額	円
中 間 前 払 金 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記 第3号様式 (第8条第1項)

年 月 日

工事履行報告書

件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	円		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
工期の1/2 に該当する日	年 月 日		
月 別	予定工程 (%) () は工程変更後	実施工程 (%) () は予定工程との差	備 考
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
年 月	()	()	
備 考			

※工程表、写真等を添付すること。

現場代理人	主任 (監理) 技術者

別記 第4号様式 (第8条第2項)

浦 第 号
年 月 日

様

浦安市長

中間前金払認定通知書

次の契約についてその進捗を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定しましたので、浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領第8条第2項の規定により通知します。

件 名	
工 事 場 所	
工 期	
交付決定金額	円
備 考	

別記 第5号様式 (第8条第2項)

浦 第 号
年 月 日

様

浦安市長

中間前金払不認定通知書

次の契約についてその進捗を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備しておりませんでしたので、浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領第8条第2項の規定により通知します。

件 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
不 認 定 理 由	
備 考	

別記 第6号様式 (第9条第1項)

<h2 style="margin: 0;">中間前金払請求書</h2>	
浦安市長	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> 様 (受注者) 住 所 商号又は名称 代 表 者
印	
次のとおり中間前金払を請求します。	
件 名	
契約締結日	年 月 日
契約金額	円
請求金額	円
前払金額	円
残 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
中間前払金保証証書 契 約 番 号	
備 考	

振 込 先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
	(フリガナ)	普通・当座	
	口座名義		

(注) 中間前払金保証証書を添付してください。